

**出会い系喫茶及び類似ラブホテルに対する
規制の在り方に関する提言**

平成21年7月31日
風俗行政研究会

はじめに

風俗環境は、国民の生活に密接にかかわるものであるとともに、社会公共の秩序や国の将来を担う少年の育成に重大な影響を与えるものであることから、風俗に関する規制は、国民の健全な良識と判断に支えられた適切なものでなければならぬ。一方、国民を取り巻く風俗環境は、社会の変遷を反映し、刻々と多様に变化しており、移り変わる世相に応じ、時宜を得た対応が強く求められている。

最近では、店舗において、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対して、対面しての会話の機会を提供することにより異性を紹介する、いわゆる出会い系喫茶営業が増加する傾向がみられ、これが児童買春の温床となりつつある。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）で規制されるラブホテル及びモーテル（以下「ラブホテル等」という。）と同様の外観を有するものの、風営法に定めるラブホテル等の要件に該当しないホテル（以下「類似ラブホテル」という。）が多数出現し、地域住民による建築反対運動等が展開されている。こうした営業は、善良の風俗や清浄な風俗環境等を害するおそれがあるものの、十分な規制がなされておらず、自治体等から風営法等による規制の要望が出されるに至っている。

こうした近年の社会情勢の変化に対応するため、「国民生活の安全を守るための施策を研究する会」（平成5年6月に設置された警察庁生活安全局長の私的勉強会）のサブグループとして、本風俗行政研究会は開催され、今後の風俗行政の在り方の方向付けを行うため、次に掲げる事項について幅広い検討を行った。

1 いわゆる出会い系喫茶に対する規制の在り方について

2 風営法上のラブホテル等の要件の見直しについて

善良の風俗の保持等の観点から迅速な対応が必要であるため短い期間の中ではあったが、民間団体、ホテル・旅館団体、青少年問題、建築基準法及び旅館業法を担当する知事部局並びに県警本部の関係者から出会い系喫茶及び類似ラブホテルの問題についてヒアリングをするなど幅広い意見を聴いた上で、当初予定していた期間を超えて鋭意検討を重ねてきたところである。これらの意見のすべてを反映させることができたわけではないが、より良い風俗環境を醸成するため、このたび現段階での検討結果を提言として取りまとめ、示すこととした。

風俗行政研究会

座長	前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授
委員	大矢 裕啓	(社)日本PTA全国協議会常務理事
	後藤 啓二	弁護士・後藤コンプライアンス法律事務所
	小宮山健彦	(財)全国生活衛生営業指導センター専務理事
	野口 京子	文化女子大学現代文化学部教授
	藤原 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 五十音順

部内委員 警察庁生活安全局長
警察庁長官官房審議官（生活安全局担当）
警察庁生活安全局保安課長
警察庁生活安全局少年課長
警察庁長官官房参事官（企画担当）

風俗行政研究会の開催状況

- (1) 第1回研究会 平成21年3月18日(水)
 - ・ 最近における風俗環境の現状と問題点について警察庁から説明
 - ・ 関係機関、団体からの意見聴取
- (2) 第2回研究会 平成21年4月14日(火)
 - ・ 関係機関、団体からの意見聴取
 - ・ 風営法上のラブホテル等の要件の見直しに関する論点について警察庁から説明
 - ・ 出会い系喫茶に関する論点について警察庁から説明
- (3) 第3回研究会 平成21年5月22日(金)
 - ・ 関係団体からの意見聴取
 - ・ 「出会い系喫茶の規制の在り方」(骨子案)についての討議
 - ・ 「ラブホテル等の要件の見直し等について」(骨子案)についての討議
- (4) 第4回研究会 平成21年6月23日(火)
 - ・ 「出会い系喫茶及び類似ラブホテルに対する規制の在り方に関する提言」(案)についての討議
- (5) 第5回研究会 平成21年7月9日(木)
 - ・ 「出会い系喫茶及び類似ラブホテルに対する規制の在り方に関する提言」(案)についての討議

1 出会い系喫茶に対する規制の在り方について

(1) 現状と問題点

ア 営業の現状

最近、店舗において、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対して、対面しての会話の機会を提供することにより異性を紹介する、いわゆる出会い系喫茶営業が増加する傾向がみられる。出会い系喫茶は平成19年12月末には全国15都道府県で77店舗が把握されていたところ、本年5月末現在では、全国13都道府県で98店舗が把握されており、その数は増加している。

イ 規制の現状

出会い系喫茶営業については、現時点において風営法における全国一律の規制の対象とはされていないところ、最近、これを利用する少年が児童買春等の犯罪に巻き込まれる事件が多発していること等を踏まえ、平成20年末ころから、一部の府県において、いわゆる青少年保護育成条例の改正により出会い系喫茶営業に対する規制を導入する動きがみられる。これらの改正は、出会い系喫茶営業の府県知事への届出義務、18歳未満の客の営業所への入場規制を設けること等を内容としている。

ウ 問題点

出会い系喫茶営業は、店舗外における売春や児童買春に結び付きやすく、かつ、店舗内の個室等でそれらの行為が行われることも懸念される。実際に、出会い系喫茶の利用を契機とした児童買春の検挙件数は増加傾向にある（表1を参照）ほか、店舗内の個室で売春が行われた事件がみられるなど、善良の風俗、少年の健全育成等への悪影響が懸念される。また、一時の性的好奇心をそそるような文句を使った派手な広告宣伝が店舗の周辺に氾濫しているなど、清浄な風俗環境を著しく害している。

表1：出会い系喫茶の利用を契機とした福祉犯（性犯罪）事件の検挙

	児童買春		児童ポルノ		淫行条例	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
平成19年	19	14	3	0	4	3
平成20年	27	28	0	0	6	6

これに対し警察では、関係法令を活用した取締りに努めるとともに、営業者に対し、18歳未満の者の営業所への立入制限等の自主規制をとるよう働き掛けている。また、上記のとおり、幾つかの府県では、いわゆる青少

年保護育成条例の改正により出会い系喫茶営業に対する規制を設けているが、条例による規制を逃れて全国に同営業が拡散すること等を懸念し、自治体からも風営法による全国一律の規制が要望されている状況にある。

(2) 出会い系喫茶営業に対する規制の在り方の方向性

出会い系喫茶営業はいまだ全国的な広がりをみせておらず、これに関する条例も、本年5月現在、8府県（埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県）において制定されているにすぎない。しかしながら、児童買春の温床として問題視されてきたテレホンクラブ、ツーショットダイヤル及び出会い系サイトに対する規制が設けられ、これらを利用した児童買春が困難になっていると認められる中、いまだに法規制の及んでいない出会い系喫茶営業が急激に全国に拡散し、児童買春の温床として問題化するおそれがあるところ、拡散してからでは対応が後手に回ることが懸念されるため、これを先制的に規制する必要がある。

風営法上、店舗型性風俗特殊営業については政令委任規定（風営法第2条第6項第6号）が置かれ、性を売り物にする新たな形態の営業が出現した場合に迅速な対応が可能となるように措置がなされている。これに基づき店舗型性風俗特殊営業として位置付けるためには、当該営業が、「性風俗に関する営業」及び「善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業」に該当するかどうかの問題となる。

この点、出会い系喫茶営業は、

店舗において、面識のない異性同士を一時の交際目的で面会させるという非常に特殊な役務を提供するものであること

一時の性的好奇心を惹起させる広告宣伝を行い、客も一時の性的好奇心が満たされることを期待して来店するものと認められること

から、正に性を売り物にする営業であり、「性風俗に関する営業」といえる。

また、出会い系喫茶営業は、店舗外における売春や児童買春に結び付きやすく、かつ、店舗内の個室等でそれらの行為が行われることも強く懸念されることから、善良の風俗を著しく害するものと考えられる上に、前記のような文句を用いた派手な広告宣伝（看板、ビラ等）が店舗の周辺に氾濫している現状は、清浄な風俗環境を著しく害していると考えられる。さらに、児童買春を企図する男性客も多いと思われる中、女子少年が店舗内に自由に立ち入ることができるという営業実態は、少年の健全な育成に多大な悪影響を与えるものと考えられる。よって、出会い系喫茶営業は他の店舗型性風俗特殊営業と「善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい」という点において変わるところはない。

以上のことから、出会い系喫茶営業を店舗型性風俗特殊営業として位置付けることが可能であり、合理的であると考えられる。

その上で、出会い系喫茶営業については、営業等の届出、営業禁止区域等

(風営法第28条第1項に規定する学校周辺等の禁止区域又は同条第2項の規定に基づき条例で定める禁止地域をいう。以下同じ。)における営業の禁止、広告宣伝規制、18歳未満の者の客としての立ち入らせの禁止等の規制に服させることが適当であると考えられる。

なお、出会い系喫茶営業の定義を定めるに当たっては、結婚相談業やお見合いパーティー等の類似営業が規制対象とならないように留意することが必要である。一方で、一口に出会い系喫茶営業と呼ばれる営業でも、その形態は店舗内で異性の姿態を見せた上で面会の機会を提供するもののみならず、一方の異性が待ち受ける個室に他方の異性を立ち入らせることにより面会の機会を提供するものもみられることから、これらを的確に包含させるべきである。

2 ラブホテル等営業の要件の見直し等について

(1) 現状と問題点

ア 営業の現状

現在、類似ラブホテルが全国に多数存在し、都道府県警察が把握するだけでも、平成20年4月現在、3,593施設が確認されている。これに対して、平成20年12月末現在で風営法上のラブホテル等として届出がなされているものは、3,867施設であり、届出がされたラブホテル等とほぼ匹敵する数の類似ラブホテルが存在していると言える。

イ 規制の現状

ラブホテル等営業は、風営法において店舗型性風俗特殊営業の一類型として位置付けられ、「専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業」と定義されている(風営法第2条第6項第4号)。これを受けて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(以下「風営法施行令」という。)は、「政令で定める施設」として食堂(調理室を含む。以下同じ。)又はロビーの床面積が一定の数値に満たない施設等を(風営法施行令第3条第1項)、「政令で定める構造」として客の使用する自動車の車庫が通常その客の宿泊に供される個室に接続する構造等を(同条第2項)、「政令で定める設備」として動力により振動し又は回転するベッド、横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡で面積が1平方メートル以上のもの等を(同条第3項)それぞれ定めている。

そして、風営法上のラブホテル等営業に該当するものに対しては、届出制が採られているほか、営業禁止区域等における立地規制や各種禁止行為による規制が設けられている。しかし、風営法上のラブホテル等営業の要件に該当しない類似ラブホテルに対してはこれらの規制が及んでいない。

風営法におけるラブホテル等営業の要件については、昭和59年に同要件

が定められて以降、実質的な見直しが行われてこなかった。そして、類似ラブホテルが多数出現するに至った背景には、これらの要件が社会一般にラブホテルとして認知されている営業が一般的に備えている特徴と乖離するに至っているため、又は潜脱が容易なため、その要件を満たさずとも社会一般にラブホテルとして認知されるような営業をすることが可能になっているという実態があるものと考えられる。

ウ 問題点

類似ラブホテルは、風営法上のラブホテル等営業の要件を満たさないため、風営法の規制がかからず、その結果、類似ラブホテルの中には、営業禁止区域等において営業を営むものが多数みられ、地域住民による反対運動もみられる。

また、平成20年下半期において検挙された児童買春等の犯行場所をみると、類似ラブホテルが327件と、届出ラブホテルの266件を上回る結果となっており（表2を参照）、善良の風俗保持、少年の健全育成等の観点からも、類似ラブホテルが問題化している状況が認められる。

これに対し、警察では、類似ラブホテルについて風営法違反が確認された場合には、営業者に対して指導・警告を行い、これに従わない悪質な営業者については厳正な取締りを行うほか、旅館業法等の他法令違反が確認された場合には、関係機関に対する通報を行い、措置命令等の的確な執行について働き掛けを行うこととしている。しかし、依然として地域の風俗環境、少年の健全育成等への悪影響を憂慮する地域住民による反対運動や警察への取締要望があり、また、一部の自治体等からは、風営法等による規制の要望もなされている。

表2：児童買春等の犯行場所分析結果（平成20年下半期）

	検挙件数	犯行場所			
		届出ラブホテル	類似ラブホテル	一般旅館・ホテル	その他の場所
児童買春	442	127	147	24	148
児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為）	177	28	54	12	102
各都道府県青少年保護育成条例違反（みだらな行為）	797	111	126	29	536
合計	1,416	266	327	65	786

（注）一つの事件で犯行場所が複数あることもあり、「犯行場所」の件数の合計と「検挙件数」の数が異なる。

(2) 風営法による対応

ア ラブホテル等営業の要件の見直しの方向性

風営法がラブホテル等営業を規制しているのは、同営業がその施設を専ら性的な目的のための利用に供するものであることから、地域の風俗環境や少年の健全育成に好ましくない影響を与え、また、児童買春の温床となるなど善良の風俗を害するおそれがあるためである。

このため、現行風営法施行令が規定するラブホテル等営業の要件においても、回転ベッドのように客の性的好奇心に応ずるために設けられた設備を有するものや、客室と駐車場が一体となったモーテルのように利用者の匿名性を確保するような仕組みを有しているホテルを風営法の規制対象としている。

類似ラブホテルを特徴付ける要素としては、派手又は奇異な外観、施設外周での空室があるか否かの表示、施設外周での休憩料金表示、玄関等における遮蔽措置、個室内の自動精算機、シングルルームが存在しない(又はその比率が極端に低い)こと等様々なものが挙げられるが、社会一般にラブホテルと認知されるものとそれ以外のホテルとの相対化が進む中で、ラブホテル等営業の要件を見直すに当たっては、当該施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるという本質と密接に関連する要素に限って新たに盛り込むこととすべきであると考えられる。具体的には、性的ないかがわしさに関連する要素、客の匿名性の確保に関連する要素に着目して検討を行うべきである。

例えば、派手又は奇異な外観を有するという特徴については、類似ラブホテルが備えている顕著な特徴の一つであるが、「派手又は奇異」という概念が抽象的であり、主観に左右されるところ、風営法のラブホテル等営業の要件は無届営業の犯罪構成要件にもなることにかんがみれば、刑罰法規の明確性の点で問題である。また、外観そのものは必ずしも当該施設が性的な目的のために利用されることに密接に関連するものとは言えないことから、上記考え方に照らせば規制の対象とするのは難しいと考えられる(風営法以外による対応については次の(3)を参照)。

そして、要件の検討に当たっては、こうして抽出した要件を組み合わせることにより、いわゆる一般のホテルを規制の対象としないようにすべきである。

イ 風営法の厳格な適用

ラブホテル等営業の要件の見直しにより、風営法上の規制対象となる類似ラブホテルについては、広告宣伝規制、18歳未満の者の客としての立ち入らせの禁止等の規制に服させることが可能となる。そして、これらの規制の実効性を確保するため、都道府県警察においては風営法第37条に基づく立入検査及び報告徴収を積極的に実施するとともに、行政指導を強化し、

違法な営業に対しては行政処分や検挙を厳正に行うべきである。

また、要件の見直しによっても風営法上の規制対象とならない類似ラブホテルについても、引き続き、各都道府県警察においてその実態把握に努め、その過程で届出対象であることを確認した場合においては、警告・指導を通じて、速やかに違法な状態を解消させるとともに、これに従わない悪質な業者については、取締りを厳正に行うことにより対応すべきである。

(3) 風営法以外による対応

ア 関係機関連携の枠組み

(2)アのラブホテル等営業の要件の見直しの方向性を踏まえれば、類似ラブホテルのすべてを風営法の規制対象とすることは困難であるが、社会一般にラブホテルと認知されるものに対しては、現在でも、旅館業法、建築基準法等のほか、各自治体の条例により各種規制が課せられている。このことを踏まえれば、警察のみではなく、自治体及び厚生労働省、国土交通省等の関係省庁とも連携してこれらの法令を駆使し、取組みを進めていくことが重要である。しかしながら、当研究会でのヒアリング等によれば、類似ラブホテル問題に対する行政の取組みについて、責任の所在が不明である、立入検査等については警察の協力があればより効果的である、現行法令の遵守や行政処分の行使が必ずしも徹底されていない、等の指摘がなされている。こうした指摘に応えるためには、地域の実情に応じて、自治体及び警察が連携を密にし、協力するための枠組みを作った上で、次のイ、ウに掲げるような法令を活用し、総合的、多面的な対策を積極的に講じるべきである。

イ 善良の風俗保持等のための対策

要件の見直しによっても風営法上の規制対象とならない類似ラブホテル等についても、児童買春を始め、いかがわしい利用に供されるおそれは存在することから、善良の風俗上の問題が生じないように、以下の対策を講じることが必要である。

(ア) 営業者による宿泊者名簿記載や構造設備基準の遵守の徹底

旅館業法には、善良の風俗保持の観点からの規制も含まれている。そこで、風俗上の問題の生じ得る利用形態を防止するため、宿泊者名簿の記載をフロント等で確実に行わせるための措置を講じることが必要であると考えられる。

また、旅館業法施行令に基づき、都道府県知事は条例で、善良の風俗が害されることがないように構造設備の基準を定めることができる。そこで、必要に応じ、この規制を見直すとともに、違反する場合には旅館業法上の営業の許可を与えないこと、また、事後的に判明した場合でも措置命令等を通じて違反状況の除去を図ることを徹底することも重要であると考えられる。

(1) 立入検査への協力

類似ラブホテルの中には、旅館業法上の規制を満たしていないものがあることから、旅館業法上の立入検査の権限を有する環境衛生監視員は、善良の風俗保持の観点から立入検査を励行すべきである。また、立入検査等を通じて違法な営業を営んでいる疑いのあるホテル等を把握した場合には、必要に応じて警察へ通報するとともに、法令に従い適切に対処すべきである。さらに、必要に応じ、環境衛生監視員による立入りと警察による立寄りを合同で行うなどして、その法令遵守の実効性を確保することも有効であると考えられる。

ウ 周囲の生活環境等への影響に係る対策

類似ラブホテルにおいては、派手又は奇異な外観を有するものが多く、このことが住民運動の大きな契機ともなっている。この特徴は、地域の景観に関係するものであることから、地域の実情を踏まえた条例による規制になじむものであると考えられる。こうした観点から、周囲の生活環境を害するような特徴については、以下の対策を講じることが有効であると考えられる。

(ア) 景観法令に基づく規制

景観法では、景観行政団体である自治体は、公聴会の開催、説明会の実施等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、景観計画画区域内における建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限等、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めた景観計画を策定できる。そして、届出が義務付けられている建築物の建築等の行為が景観計画に適合しない場合には設計の変更その他の必要な措置を執ることを勧告することができる。したがって、類似ラブホテルに特徴的な「派手又は奇異な外観」については、景観法令による対応が有効であると考えられる。

(イ) 建築基準法に基づく規制

建築基準法上、風営法による規制の対象とはならないものであっても、建築物の構造、形態、意匠等から「ラブホテル」と認められるものについては、商業地域以外の用途地域において建築が禁止されている。

したがって、建築確認に当たっては、建築計画の中で判断できる範囲内で建築が禁止されている「ラブホテル」に該当するかどうかを適正に審査し、また、建築確認後においても違反が確認された場合にはこれを是正するための措置を行うなど、建築基準法の運用を徹底することも、類似ラブホテルの問題を解決する上で重要であると考えられる。

(ウ) 計画段階における住民の声の反映等

兵庫県の景観の形成等に関する条例等は、一定のホテル等の建築に当たり、旅館業法上の営業の許可申請の前に、住民説明、住民意見書の提出といった手続を設けている。このように、景観等に係る規制を定める

条例において住民の声を反映させることは、周囲の生活環境との調和という観点から類似ラブホテルの問題を解決する上で有効であると考えられる。

(I) 旅館業法による規制

特定の構造設備の有無にかかわらず、旅館業法では、許可の申請に係る施設の設置場所が学校等の施設の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあるときには営業の許可を与えないことができ、許可を与える場合には学校等の施設の長から意見を求める手続等が設けられている。現状として、学校等の周辺に類似ラブホテルがあることにより、住民運動に発展している例もみられることを考慮すれば、今後、関係機関の間で連携をとり、これらの規定を適切に運用することは、少年の健全育成等の観点からも極めて有効であると考えられる。

(オ) その他

社会一般にラブホテルと認知されるものによる広告宣伝に対して、自治体は、屋外広告物法を受けて、条例により、一定の地域等において広告物の表示等を禁止し、又は形状、色彩等の基準を定めて許可することができることとされている。したがって、屋外広告物条例の活用は、社会一般にラブホテルと認知されるものによる広告宣伝が周囲の生活環境にもたらす悪影響を防止する上で有効な手段であると考えられる。

3 営業禁止区域等における営業の取扱いについて

(1) 問題の所在

出会い系喫茶営業を風営法上の店舗型性風俗特殊営業として規制し、また、ラブホテル等営業の要件を見直す場合、これらに該当する営業を新たに営業禁止区域等で営むことは禁止される。一方、従前から営業禁止区域等に当たる地域で営まれてきた営業について、これを継続させることは清浄な風俗環境の保持等の観点から望ましいことではないが、仮にこれが禁止された場合には、これまで適法に営まれてきた当該営業が継続できなくなることに伴い、設備の改修、爾後の営業上の利益の喪失といった経済的負担等の問題が生じることから、当該営業を廃止させるべきか、又は当該営業を引き続き営むこと（既得権）を認めるべきかが問題となる。

なお、風営法は、既に規制対象となっている店舗型性風俗特殊営業について、営業所の周辺に新たに保護対象施設が設置されたような場合には、当該営業を引き続き営むことを認める一方で、当該営業の相続や当該営業所の新築、増築、移築等があったときには当該営業の継続を認めないことにより、当該施設周辺における清浄な風俗環境の保持等の要請と店舗型性風俗特殊営業を営む者の財産権との調整を図っている（風営法第28条第3項）。

(2) 出会い系喫茶営業

出会い系喫茶営業については、

一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対して異性との対面の機会を提供するものであり、そもそも社会的有用性の全くない営業であり、既得権を認める理由はなく、営業禁止区域等においては営業を廃止させるべきである

昭和47年の風営法改正の際にはモーテル営業について既得権を認めておらず、昭和59年の風営法改正の際には風俗関連営業（店舗型性風俗特殊営業）全般について既得権を認めたが、当時の国民意識と現在の国民意識とは大きな乖離があり、昭和59年に既得権を認めたことをもって、今回も既得権を認めるべきだとする考え方には合理的理由がない

という意見があった。

一方で、

ソーブランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場等の店舗型性風俗特殊営業については既得権を認めてきたところ、これらと比べて、出会い系喫茶営業の方が、こうした取扱いを認めないほど清浄な風俗環境等に与える影響が大きい、又は社会的に認められない営業であると言えるか議論がある

面識のない男女間の交際を取り次ぐという点で、出会い系喫茶営業と形態の類似する店舗型電話異性紹介営業については、比較的最近の平成13年の風営法改正で新たに規制対象としたところ、同改正においても既得権を認めている

との意見も示された。

当研究会では、こうした両者の意見を踏まえ検討した結果、

既得権を認めるか否かについては、その営業の実態、清浄な風俗環境、少年の健全育成等に与える影響、国民意識等を総合的に勘案して判断するものであり、過去において類似の営業に既得権が認められてきたことを理由として、今回も既得権が認められるべきというものでは決してないが、出会い系喫茶営業については、店舗型電話異性紹介営業と比べて、清浄な風俗環境等に与える影響が大きい、又は社会的に認められない営業であると言えるか議論があること、また、現存する出会い系喫茶営業で保護対象施設の周辺において営まれているもののほとんどが繁華街・歓楽街と言われる地域にあることから、地域住民等との間に大きなトラブルが生じていないこと等を考慮すれば、出会い系喫茶営業について、引き続き営業を営むことを認めないという、これまでとは抜本的に異なる取扱いとするまでの状況にはないものと考えられる

との意見におおむね集約された。

(3) ラブホテル等営業

要件の見直しにより新たにラブホテル等営業に該当するものの既得権については、当研究会でヒアリングを行った特定非営利活動法人全国偽装ラブホテルをなくす会より、

法令の改正後において、引き続き学校の周辺にある類似ラブホテルの営業が認められるようなことがあってはならず、今回の法令改正が既存の類似ラブホテルに「お墨付き」を与える形にならないことを強く要望する旨の意見が表明された。これを受けて、委員からも

こうした営業を営む者は、いずれ当該営業が一定地域で禁止されることを予測できたはずであるから、少なくとも風営法で定める保護対象施設の周辺で営む者については当該営業を廃止させるべきである

類似ラブホテル営業を営む者の利益をその周囲の清浄な風俗環境等に優先させることは不相当であり、また、ラブホテル等営業について過去に既得権を認めてきたことは理由にならない

子どもに悪影響を及ぼす施設を学校の近くに作ってほしくないという保護者の願いは立法に当たり最大限考慮すべき法的利益であり、類似ラブホテルのようないわばグレーな施設を建設してきた業者の経済的利益を過度に保護すべきではない

既得権の取扱いについては保護対象施設ごとに厳格な比較衡量が必要であり、特に小学校の周辺のラブホテル等営業については既得権を認めない、又は認めるにしても数年の期間にとどめるという方向で検討すべきであるという意見があった。

一方で、当研究会でヒアリングを行った全国旅館生活衛生同業組合連合会、社団法人日本自動車旅行ホテル協会等の関係団体より、

家族経営主体の中小企業がほとんどの業界において、過去の設備投資により大きな負債を抱えている者も多い中、新たに追加される要件に該当しないように施設を改修しようとするれば、大きな経済的負担を強いられることとなり、また、改修せずに風営法上の届出を行いラブホテル等営業を営もうとしても、営業禁止区域等において営業を引き続き営むことが認められない限り廃業とならざるを得ず、極めて酷である

旨の意見が表明された。

また、委員からも、

類似ラブホテルを営業している者が、ラブホテル等営業の要件が追加される前において、自己の営業が風営法上のラブホテル等営業に該当することとなると予測できていたと確実に判断できるだけの根拠がない

ラブホテル等営業について過去に既得権を認めてきたという前例には重みがあり、これを変えるためには明らかに変えなければならないという理由が必要である

既得権を認めない場合には、現在の類似ラブホテルが風営法の規制対象とならないような新たな類似ラブホテルとして営業を行うことも懸念され

るところ、既得権を認めた上で類似ラブホテルを風営法の規制対象に取り込むこととすれば、2(2)及び(3)で述べたように、広告宣伝が規制され、また、18歳未満の者を客として立ち入らせることが禁止されるなどの各種規制が適用されるほか、これまでなし得なかった警察による立入りや風営法上の各種規制に違反する行為に対する取締りが可能となり、また、併せて旅館業法や景観法令等の各種観点からの規制を適用することにより、相当程度効果的な対策を講じることが期待できる

既得権を認めることとした場合にも、類似ラブホテルが学校の付近にあり、子どもや保護者が悩んでいる事案については、自治体、警察及び学校と当該施設の事業者との間で、問題解決に向けた協議が速やかになされるべきである。また、警察庁を含む関係省庁は総合的な見地から、それらの取組みを支援すべきである

との意見が表明された。

当研究会では、こうした両方の意見を踏まえ検討した結果、

これまでラブホテル等については、昭和59年の風営法改正以前から営業禁止区域等に当たる地域で適法に営業を営んできた者には引き続き営業を営むことを認め（昭和59年改正法附則第4条）、営業の開始後に営業所の周辺に保護対象施設が設置された場合にも引き続き営業を営むことを認めてきており（風営法第28条第3項）、規制対象となる前から適法に営業を営んでいた者の財産や営業上の利益には一定の配慮をせざるを得ない

他方、類似ラブホテルの中で特に小学校等の周辺にあるような施設については、可及的速やかに営業が行われなくなるのが望ましく、今回の法令改正で既得権を認めないこととするのも傾聴すべき意見であるが、このような施設において営業を営む者の中にも、地域住民から理解を得る努力をしつつ営んでいるものもあるなど、地域によって受け止め方に差があるところ、このような者も含めてこれまでの営業の継続を一律に認めないとするのは、その財産権の侵害になるおそれもないとはいえないこと等を考慮すれば、規制対象となる前から適法に営業を営んでいた者の財産権と清浄な風俗環境の保持等の要請との調整の観点からなされてきたこれまでの取扱いを、現時点で抜本的に改めるほどの積極的理由は見いだし難い

したがって、今回の法令改正においては、ラブホテル等営業の要件の見直しに伴い新たに規制対象となる営業を従前から営んでいる者には、引き続き当該営業を営むことを認めた上で、これらを風営法の規制対象下に置き、広告宣伝を規制し、18歳未満の者を客として立ち入らせることを禁止するなどの各種規制を適用することで清浄な風俗環境の保持等を図ることがより現実的な解決策である

ただし、この場合において、前述した全国偽装ラブホテルをなくす会の意見を踏まえ、少年の健全育成等の観点から学校周辺のラブホテルは無く

してほしいと考えている保護者等の切実な思いを真摯に汲み取り、2(2)及び(3)で述べたような総合的な対策を、自治体、警察及び関係省庁が一体となって積極的かつ継続的に講じていくことが必要不可欠であるとの意見におおむね集約された。

おわりに

以上、出会い系喫茶及び類似ラブホテルの規制の方向性についての提言を行った。

風俗環境は時代の変遷、時々の世相を反映して様々に変化しており、出会い系喫茶や類似ラブホテルの形態もまた同様に変化することが予想される。そこで、今後もその変化を注視しつつ、国民のニーズに沿った規制の在り方を検討していく必要がある。もっとも、こうした問題は、ひとり警察が取締りや規制を強化することで解決できるものではなく、関係行政機関や地域住民との協力・連携、さらには家庭環境、教育等多面的な対応を必要とするものである。

今回の提言が、警察庁を始めとする関係者の中で、今後の風俗行政の在り方に関する検討に生かされるとともに、広く識者、国民の間で、風俗の問題について考える契機となることを期待するものである。